

令和2年度5月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年5月25日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所大会議室
議 案 議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 2番 二上 英一 4番 池田 稔 7番 川口 浩
8番 西海 静夫 9番 山田 茂美 10番 野村 與志次
11番 石井 進 12番 田中 唯喜 13番 本橋 与志喜
14番 新井 祥穂 16番 福原 浩昭

欠席委員 1番 池田 正巳 3番 内野 喜昭 5番 木下 信夫
6番 斉藤 博之 15番 小林 澄子 17番 町田 健

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があること、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部の委員には出席を控えていただき今回の総会を開催することを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号13番 本橋与志喜委員、14番 新井祥穂委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は所沢新町です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,076平方メートルです。農地以外の事業敷地も含めると2,854平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用

途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け資材置場を設置するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字三角の3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて1,012.12平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は社会福祉サービス施設です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については2筆は上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。1筆は農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け通所介護施設(老人デイサービス)を建築するものです。申請に係る事業の総面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1以下となるため第1種農地の不許可の例外規定で農地転用は可能と判断できます。

申請番号2番、所在地は糶谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は75平方メートルです。農地以外の事業敷地も含めると239.47平方メートルになります。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上の2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種及び第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、

許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目は畑で、面積は2筆を合わせて3,201平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年6月1日から令和7年5月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字横宿の11筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は11筆合わせて15,139平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年6月1日から令和7年5月31日までの5年間です。本申請は先月、審議いただきました案件です。渡人が高齢で契約期間が20年間と長期間だったため否決となった案件ですが、契約期間を5年間に短縮して新たに申請されたもので、所在地、面積等は前回と同様です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島四丁目です。現況地目は畑で、面積は730平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年6月1日から令和7年5月31日までの5年間です。

以上の3件です。

議長： それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いし

ます。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。
申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。
申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

4 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、

1 件の証明をしました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約申請について」は、
1 件の通知がありました。

以上です。

議 長： 以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。